

公益財団法人 平和中島財団
(中島健吉記念奨学金)

2027(令和9)年度 外国人留学生奨学生募集要項

1. 趣旨

日本の大学に在籍する私費留学生で、学業、人物ともに優秀であり、経済的援助を必要とする者に対し奨学援助を行う。

2. 応募資格

次の条件をすべて満たす者

(1) 応募時に日本の大学に在籍する外国籍を有する学生で、2027年4月に応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の者

(2) 在留資格が「留学」である者

(注) ① 最短修業年限を超える者は対象外とする(休学含む)。

② 本財団の奨学金を受けたことがある者は対象外とする。

3. 募集人数

学部学生(2027年4月に学部学生である者) : 70名

大学院学生(2027年4月に大学院学生である者) : 70名

4. 奨学金

学部学生 : 月額 17万円

大学院学生 : 月額 20万円

原則として3か月ごとに、本人名義の銀行口座に振込む。

(注) 他の奨学金・助成金との併給不可(授業料減免又はそれを目的とする学内奨学金は可)。

5. 支給期間

2027年4月から2028年3月までの1年間(秋入学者はこの期間内の在籍期間が対象)

6. 応募書類

(1) 奨学金申込書

(2) 指導教員の推薦書

(3) 履歴書

(4) 身上書

(5) 成績証明書

財団所定の用紙(コピー可)

(1)(3)(4)は本人が日本語で手書き。

(2)は手書き以外でも可(ホームページにデータの様式あり)

学部学生に応募する者・・・現課程及び母国における最終校のもの

大学院学生に応募する者

応募時に学部4年次の者・・・現課程及び母国における最終校のもの

応募時に研究生の者・・・学部のもの

応募時に修士課程の者・・・現課程及び学部のもの

応募時に博士課程の者・・・現課程、修士課程及び学部のもの

コピー可

(注) ① 海外の成績証明書はコピー可。有効期限なし。英文以外は訳文添付(本人訳可)。

② 日本の高等学校卒業者は、その成績証明書を母国における最終校のものの代わりに提出。

③ 現課程のものが提出できない場合は、理由書を提出。

7. 募集期間

2026年9月1日～10月30日 午後5時

応募締め切りの直前は、WEB 申請システムの回線が混雑して送信できない可能性があります。
お早めにご応募ください。

8. 応募書類の提出方法

(1) 応募者は、在籍大学に申し込む（個人応募不可）。

(2) 大学は応募者の中から学部学生及び大学院学生各1名を、WEB 申請システムにより財団に推薦する。

《WEB 申請システム使用方法》

学部学生・大学院学生2名分の申請を、担当者1名で行ってください。

多少時間が空いても問題ありませんが、なるべく同日中に2名分の申請をお願いします。

① WEB 申請システムにアクセスして、候補者ごとにマイページを取得してください。

メールアドレス1つで学部学生・大学院学生2名分のマイページを取得できます。

WEB 申請システム <https://hnf.yoshida-p.net>

② 基本情報を入力してください。

③ 申請書類をPDFにしてマイページからアップロードしてください。

④ 当財団で申請書類一式を受理しましたら、マイページ取得後に登録したメールアドレスに自動メールが送信されます。

9. 選考の方法

財団では大学から推薦された候補者のうちから書類により選考する。

選考は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

10. 採否の通知

採否の通知は、大学に対し2027年3月上旬までに郵送で行う。

(注) 個人の問い合わせには応じない。

11. お問い合わせ先

《募集全般》

事務局 外国人留学生係

TEL 03-5843-1760 (月～金 11:00～15:00)

E-MAIL scholarship-fs@hnf.jp

《WEB 申請システムの操作方法》

ワイピービズインプルーブ株式会社 サポート担当者

E-MAIL hnf@yoshida-p.co.jp

※提出期限に間に合うよう、サポート担当者へのお問い合わせは締め切り前日までをお願いします。

12. 個人情報の取扱い

(1) 本財団は、個人情報を法令に従い適正に取扱います。

(2) 採用者については、応募書類に記入された個人情報を本財団の事業の概要、広報誌に掲載します。

(3) 応募頂くにあたっては、WEB 申請システムに入力頂いた情報について本財団の WEB 申請システムを運営するシステム会社が取扱うことにご同意頂いたものとします。

◇ 留意事項 ◇

1. 奨学生の義務

- (1) 誓約書の提出
- (2) 在学証明書の提出
- (3) 生活状況報告書の提出：3か月ごと（年間4回）
- (4) 成績証明書の提出：毎学期終了後

2. 奨学金支給の終了

次のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を終了する。

- (1) 「奨学生の義務」を怠ったとき
- (2) 在留資格が「留学」でなくなったとき
- (3) 在学する大学において学籍を失ったとき
- (4) 休学したとき
- (5) 留学（交換留学等）したとき
- (6) 他大学に進学・転学したとき
- (7) 病気その他の事由により成業の見込みがないとき
- (8) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (9) 応募書類の記載内容に虚偽があったとき
- (10) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

最近の採用状況

（単位：人）

	2024年度		2025年度		2026年度	
	応募	採用	応募	採用	応募	採用
学部	293	70	284	70	313	70
大学院	255	70	255	70	253	70

- （注）① 海外の成績証明書はコピー可。有効期限なし。英文以外は訳文添付（本人訳可）。
 ② 日本の高等学校卒業者は、その成績証明書を母国における最終校のものに代わり提出。
 ③ 現職校のものが提出できない場合は、理由書を提出。